

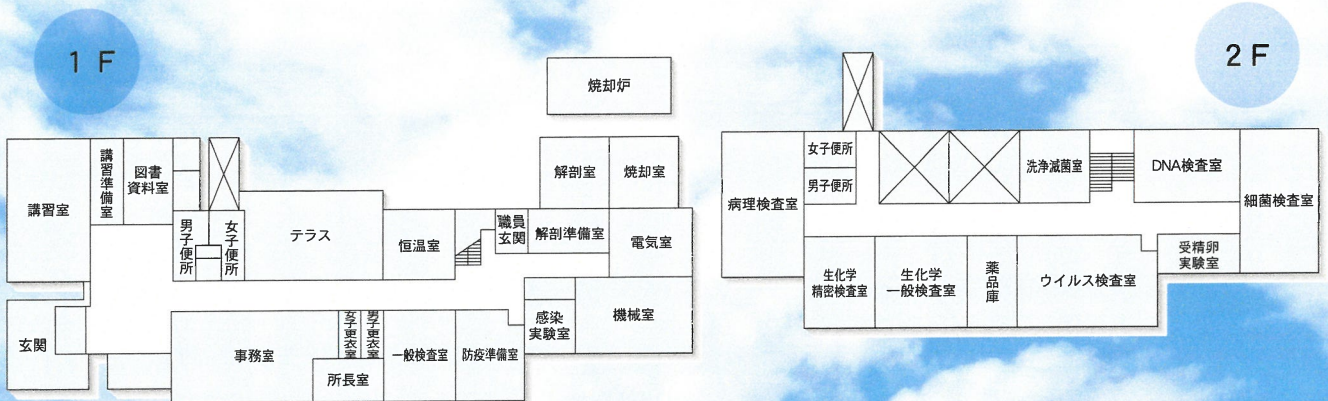
食の安全を家畜の健康から支えています

福井県家畜保健衛生所



家畜保健衛生所とは

家畜保健衛生所法によって都道府県にその設置が義務づけられ、家畜衛生全般に関わる業務を通して食の安全の確保や畜産業の振興を図っている行政機関です。



沿革

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 昭和24年 9月13日 | 福井、丸岡、小浜に家畜衛生指導所を設置 |
| 昭和25年 3月18日 | 家畜保健衛生所法が制定され、県下に8か所の家畜保健衛生所を順次設置 |
| 昭和43年11月10日 | 福井家畜保健衛生所（福井市上北野町）に再編整備（6か所の連絡所） |
| 昭和45年 5月30日 | 庁舎完成 |
| 昭和47年 4月 1日 | 福井県家畜保健衛生所に改称（連絡所を廃止）、嶺南支所を設置（三方町上野） |
| 昭和48年 7月10日 | 嶺南支所の庁舎完成 |
| 昭和49年12月 2日 | 病性鑑定施設設置（生化学・ウイルス） |
| 平成 8年 4月 1日 | 嶺南家畜保健衛生センターに改称 |
| 平成12年12月 1日 | 福井市大畑町に移転整備 |
| 令和 2年 3月31日 | 嶺南家畜保健衛生センターを廃止（家畜保健衛生所に再編） |



家畜保健衛生所の主な仕事

家畜を病気から守ること

- 家畜伝染病予防のため、また病気の早期発見のため、家畜の健康状態を確認し、抗体検査や血液検査・寄生虫検査などを行っています。
- 病性鑑定(解剖・細菌・ウイルス・病理・生化学検査)を実施し、病気の診断を行っています。
- 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど経済的被害の大きい伝染病の発生に備え、定期的に防疫演習を実施しています。
- 病気を予防するために予防注射の指導を行っています。



畜産物の安全性を守ること

- 人に感染する恐れのある動物由来感染症の調査や牛乳中の細菌検査などを行っています。
- 抗生物質などの動物用医薬品が肉や卵、牛乳などの畜産物の中に残らないように、農場における使用状況の確認や使用方法の指導を行っています。
- 動物用医薬品などが適正に販売されているか、薬事法に基づき立入検査や指導を行っています。



家畜の生産性を高めること

- 健康な母牛から多くの子牛が生まれるように、繁殖検診や飼養管理指導などを行っています。
- 肉質の良い若狭牛の増産のため、受精卵移植に取り組んでいます。
- 呼吸器病や下痢症などの慢性的な病気を減らし、家畜の飼養環境を整えることを目的として飼養衛生管理指導を行っています。



家畜衛生に関する知識の普及啓発

- 家畜衛生や防疫についての情報や知識を普及啓発するため、畜産農家や県・市町などの職員が参加する勉強会や研修会を開催しています。
- 広報誌や、ホームページで家畜衛生情報を発信しています。



HP:<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaho/index.html>

